

令和3年度 品川区子ども・子育て会議

第1回議事録

令和3年度 第1回 品川区子ども・子育て会議
議事次第

日 時・令和3年6月29日(火) 14:00~16:00
場 所・品川区役所議会棟6階 第一委員会室
(一部委員オンライン出席)

1. 開会

2. 議事

(1)報告事項

- ①品川区子ども・子育て支援事業計画の令和2年度実績報告について
- ②要支援ショートステイ事業について

(2) その他

- ①すべての子ども・子育て家庭への支援 ～子ども・子育て支援新制度の基本的理解～
- ②今年度の会議予定について

3. 閉会

1. 開会

■事務局

- ・今回から第5期となり、委員の改選があったので、会長・副会長の選出まで事務局が司会を務める。
- ・委員の皆様には事前に委嘱状を送付させていただいた。これから2年の任期期間中、ご意見を賜りたい。

(1) 子ども未来部長あいさつ

(2) 委員自己紹介

■事務局

- ・本日は、20名中18名の出席。品川区子ども・子育て会議条例第6条第2項における委員の過半数の出席要件を満たしているので、本会議は成立とする。
- ・傍聴者はなし。

(3) 事務局職員紹介

■事務局

- ・次に、会長・副会長の選出に入る。会長・副会長の選出につきましては、条例で委員の互選によると定められている。

(4) 正副会長選出

■事務局

- ・以後は、会長に会議の進行をお願いする。

■会長

- ・ただいまから令和3年度品川区子ども・子育て会議を開催する。
- ・本日は第5期第1回の会議なので、まず、子ども・子育て会議の概略について事務局から説明を願いたい。

*事務局より資料2について説明する。

■会長

- ・子ども・子育てに関する事業計画の作成に当たり、区が関係者の意見を広く聴取し、策定するという流れになる。
- ・本件に関し質疑はないようなので、早速、議事に入る。

2. 議事

議事（1）報告事項

- ①品川区子ども・子育て支援事業計画の令和2年度実績報告について
- ②要支援ショートステイ事業について

*事務局より資料5、6について説明する。

■会長

- ・これから質疑に入るが、まず、3人の委員からいただいている事前質問にお答えする。

■事務局

問) 子ども家庭支援センターによる養育支援訪問の実績数が激減している理由は。

答) 平成28年度に養育支援訪問の要綱を整備し、育児支援のヘルパーとのすみ分けを図った。
また、同じく平成28年度より、品川ネウボラネットワークの取組がスタートし、産後の家事・育児支援の利用助成等を始めている。このように複合的に対応している中で養育支援訪問の件数は落ち着いている状況である。

問) 要支援ショートステイ事業の立ち上げの背景と予定人数、定員について。

答) 要支援ショートステイ事業は、区の子ども家庭支援の取組を強化する観点から新たに始める。
定員は1名で、今年度は最大14日の利用と想定した場合で5名程度の利用を見込んでいる。
区の子どもたちを支える基盤整備の観点から取り組むので、試験的な実施ではなく、区立児童相談所が開設された後も事業は続けていく予定である。

問) 発達特性、障害、病気などのある子の子育て相談について、発達相談室の紹介にとどま

る。子育てひろば事業、ネウボラネットワークで日常の子育て相談としても対応いただきたい。

答) 児童センター、地域子育て支援センターでは、子育てに関する相談を受け付けている。子育てネウボラ相談員としては、保健師、看護師、保育士などの有資格者が区内9か所の児童センターで受付をしている。その他に身近な保育施設などを会場として育児相談会を行い、保護者の支援を行っている。

問) 子どもの居場所として重要なすまいるスクールが、コロナ対応として預かりに特化した利用制限となっている。今後のすまいるスクールの利用範囲に関して伺う。

答) 現在は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、保護者が就労している家庭の児童や、就労日以外でも1人で過ごすことが難しいお子様をお預かりしている。感染状況が落ち着いてきたら、全児童が利用できる形に戻していきたい。区内には、子どもの居場所として25か所の児童センターがあるので、こちらの案内もしている。

問) すくすく赤ちゃん訪問事業に関して、産後、NICUへの入院、病気や障害があった場合の継続的なサポートは。

答) 支援が必要なご家庭には、保健センターの保健師が継続的にサポートし、状況に応じて専門機関へつなぐなどの対応をしている。今後もお母さんやお子さんに寄り添った支援を充実させていく。

問) ポップルルームの今後の予定について。

答) ポップルルームは、オアシスルームとともに区内にバランスよく配置できるよう、空白となっている地域に今後増設を検討している。

問) 兄弟の通院時など、オアシスルームで緊急短時間枠の利用ができないか。

答) オアシスルームは、事前に予約が入ったお子様の情報を把握した上で保育する体制を取っている。緊急枠を設けるには安全面や人員体制の面で課題があるので、引き続き予約制での運営にご理解を願いたい。なお、区役所第3庁舎内のオアシスルームでは、区役所に行政手続などでいらした場合には限り、予約なしで利用できる枠を設けている。

問) 発達支援事業に関し、受入人数が少なく入れない、予約が取れず専門相談がすぐに受け

られない現状である。療育や保護者支援の拠点の規模の拡大、対応職員の増員などについて伺いたい。

答) 発達相談には専門性が求められるため、適切な人材の確保と育成に努めている。相談件数の増加に対応できるよう、子ども発達相談室の運営方法の工夫をしながら改善を図っていく。

問) 園が子どもに対応できないと退園を薦める園もあると聞く。障害児への巡回相談の頻度はどの程度なのか。

答) 公私立の保育園では、特別な支援が必要なお子様に対しての支援を行えるように、臨床心理士や学校心理士による巡回相談を各園で年間3回～8回程度実施している。

問) 医療的ケア児に関連して必要な看護師配置について。

答) 区立保育園では、入園に際して看護師など必要な配置を整えている。

問) 父親学級のオンラインでの開催など、具体的な検討状況について。

答) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、密を避けるために、現在、両親学級を父親学級として実施している。オンラインによる実施については、対面による親同士の交流、情報交換、仲間づくりのニーズが高いため、今後の状況を見ながら検討していきたい。

問) 転入する場合、育休中の方が保育園を利用できるように保障することについて。

答) 子ども・子育て支援法の規定により、区外の方の育休での入園申請はできないことになっている。

■会長

・さらにご意見、ご質問があれば頂戴したい。

■委員

・働く保護者としては、転入園の手続きについては、区内・区外の違いはなくしてほしい。他区との連携や都のレベルで対応できるよう、要望を上げていただければと思う。

■委員

・保育園に入れるか入れないかは、仕事を辞めるかどうかにもつながる重要な問題である。品川

区は指数があり、共働きで 40 点がないと最低ラインにも立てない。時短を取るとほぼ弾かれるような現状で、入れるところを探すと非常に遠くなる。待機児童の発生率が低く書いてあるが、預け先が遠いので申請を取り下げたという声も聞いている。区の見解を伺いたい。

■事務局

- ・勤務先や勤務時間との兼ね合いなど、個別の事情等は把握できていない。相談窓口で事情を聞けた範囲でご案内をしている。

■委員

- ・幼稚園の利用者数と施設数が毎年減少している。これは、働いている女性が多くなったこと以外に何か原因があるのか。
- ・公立幼稚園と私立幼稚園の利用者数は、どういう状況なのか。
- ・不承諾者数が 131 とあるが、この理由は何か。また、どういう手だてをしているのか、教えていただきたい。
- ・私立幼稚園が減っている。再来年になるともう 1 園減ってしまうが、この理由を区のほうでどれだけ把握し、それに対する対策はきちんと考えられているのか。私立幼稚園協会の立場として質問したい。

■事務局

- ・幼稚園が減少している理由は、働いている女性が増えたことによって保育園にお預けする家庭が増えたことが大きいと考えている。特に令和 2 年から 3 年にかけて急激に減っている理由については、現在、精査分析をしているところである。コロナ禍の影響については、今後詳細に分析していきたい。
- ・資料の 6 ページの図表 4-3、3 歳以上の利用者数で私立と公立が一緒になっているところについては、今後分けられるかどうか検討していきたい。
- ・不承諾者数の内訳については、認証保育所や幼稚園へ入園、育児休業の延長などが主なものになっている。対策としては、入園相談の段階で、入れなかった方に対して丁寧にご案内することが一つ。また、総合的な待機児童対策として、品川区は、認可保育園のみならず認証保育所、認可外保育施設にも補助を出している。ベビーシッター利用支援事業にも補助をさせていただいている。認可保育園の増設も引き続き行いながら、そういった幅広い施設をご案内しつつ、対策を取っていく。

■委員

- ・なぜ不承諾なのかというアンケートを取っていただけないか。
- ・1歳児がいる社員から、幼稚園、保育園に入れなかったという話を聞いている。なぜ入れなかったのか、区から詳しく教えていただくとよいと思う。

■事務局

- ・不承諾になられたご利用者様に関して、入園相談の窓口でもお話を聞き、その中で不承諾の理由の内訳等も出させていいただいている。各ご事情のアンケートを取るかどうかは、今後、検討させていただければと思う。

■委員

- ・支給認定の図表3で、3歳、4歳、5歳の1号、2号の認定については保育園に通っている子だけか。それとも幼稚園に通っている2号認定を取っている子も含まれているのか。

■事務局

- ・支給認定の申請が出てきたお子さんに対しての認定ということになるので、通っている・通っていないという部分は特に影響がなく、数値に含まれている。

(2) その他

- ①すべての子ども・子育て家庭への支援 ～子ども・子育て支援新制度の基本的理解～

■会長

- ・副会長より説明する。

■副会長

- ・子ども・子育て支援法という法律に基づき、ほとんどの市区町村が地方版の子ども・子育て会議を設置し、その意見を十分尊重しながら、それぞれの自治体で5年を1期とする事業計画を推進することになっている。子ども・子育て支援法に基づく事業計画の主な対象は、乳幼児期の子どもとその保護者、子育て家庭、放課後児童クラブ等が含まれる。18歳ぐらいまでの子どもに対しては、次世代育成支援対策推進法という法律に基づいて、各自治体が次世代育成支援対策の行動計画をつくっている。品川区では、子ども・若者計画を別の部署で立てている。

障害児・障害者については、例えば障害者総合支援法に基づいて障害福祉計画を立ててやっている。このように重層的な仕組みになっていることをご理解いただきたい。

- ・子ども・子育て支援法ができた背景は、少子高齢・人口減少社会における社会保障制度の見直しの中で子どもの問題にもスポットが当たったことにある。社会保障と税の一体改革の議論の中で、将来に向けた全世代型社会保障制度を構築する。つまり、社会保障の恩恵を受ける方々だけではなく、未来に向かって社会保障を支え、いずれ社会保障の恩恵を受けるであろう方々も含めて、広い視点から社会保障を考えていかないと我が国の未来はないという形で、全てパッケージでこの法律が成立した。
- ・消費税を引き上げた財源は、基本的には社会保障に充てるが、その中に子ども・子育て分野も入った。従来のように保育所は厚労省、幼稚園は文科省という縦割りではなく、総合的に少子化対策を考える中で、内閣府の財布の中に子ども色のお金を一元化してつくったことが一番大きなところだと思う。
- ・資料の 11 ページに保育認定と施設型給付というデータがある。満 3 歳以上は階段が 3 段になっている。1 号認定は幼稚園的利用のお子さんのことで、長時間保育は必要ないが、幼児教育を保障するもの。2 号認定は、従来で言う保育所的利用で、この部分が保育標準時間と保育短時間という形で階段が 2 つ（2 号・3 号）になっている。
- ・需要と供給の関係で保育の受皿が十分でないと、待機児童が生まれる。子ども・子育て支援新制度においては、待機児童をなくすため、基礎自治体と言われる市区町村が 5 年先の幼児教育や保育の需要を把握した上で、その需要に対して質、量ともに十分な保育を供給する 1 期 5 年の計画を作成するのが基本の考えになっている。
- ・都心においては、保育所を建てる広い空き地がない、保育士が十分確保できないなど、供給を増やしづらい状況がある中で、品川区をはじめ多くの自治体では、毎年保育の供給を増やしてきたが、働く女性が増えることで保育需要が高まり、供給が追いつかない状況だった。女性の就業率と保育利用率はきれいに比例しており、女性の就業率が上がれば上がるだけ保育の需要も高まることはデータで裏づけられている。
- ・女性の就業率は均一ではなく、北陸 3 県（福井県、石川県、富山県）は昔から共働き家庭が多く、それに対応するために保育施設も多かった。一方、政令市を含む大都市を抱えた都道府県は専業主婦家庭が伝統的に多かったが、それらの地域で女性就業率が増加し、保育所の需要が高まったことで、今、保育所は不足し、幼稚園の定員割れが膨らんでいくという状況が起こっている。
- ・少子化は予想以上に加速しており、昨年 1 年間で約 82 万人しかお子さんは産まれていない。

東京においてはコロナ以降、人口流入の勢いも少し陰りが見えてきたことで、幼稚園のみならず、認証保育所でさえ少し減ってきている。あと10年もしないうちに保育所も定員割れが生じるのではないかという大きな変化の中で、品川区の全ての子ども・子育て家庭、とりわけ乳幼児期の子どもとその保護者に対して、どのような幼児教育、保育、あるいは子育て支援を提供していくかが大きな課題になっている。

- ・一時預かりや転園、育休中の入園申請が難しいのは、全て需要と供給の関係で起きている側面がある。仮に需要に対して供給が十分できれば、育休中の方がどの地域からどこに転園しようが、当然それは受け入れるわけなので、今後は需要に対して供給を十分保障できるか、さらに、質の高い供給がどこまでできるかが大きな課題になると考えられる。委員の皆さんには、品川区における子ども・子育て支援をどのように充実していくか、いかにして品川区を子ども・子育て家庭にとって魅力のある地域にするかについて積極的なご意見を出していただき、それを十分尊重、反映をして品川区の子ども行政が進んでいくことに期待が寄せられている。その際のポイントとしては、保育を受ける子どもや子育て支援を受ける保護者、あるいは地域で支え合う子育て家庭に焦点を当てながら、それに対してどう供給をするのか。つまり、需要を主体とした発想でこの制度を運用することが重要だと思う。
- ・法律や制度は一つのツールなので、誰がどう使うかによって変わる。この子ども・子育て支援新制度を少しでもよい制度にするためには、そこに一つの理念あるいは哲学が必要と考える。例えば、子どもに対しては例外のない保育保障、保護者に対しては切れ目のないシームレスな支援、親が親として成長し、親自身も子育てを楽しめるような親育ての支援等、委員の皆様方には、そういう理念、哲学をしっかりと頭に置いていただいた上で、この地域の全ての子ども・子育て家庭がよりよく暮らしていけるように、あるいは、子育てを楽しみ、親育ちが進むようなことをぜひお考えいただきたい。
- ・2015年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたが、私立幼稚園については、いわゆる私学の独自性、あるいは建学の精神があることから、強制的に新制度に移行させることはしなかった。したがって、私立幼稚園は、旧来の制度に残ってもいいし、新制度に移行してもよいことになっている。品川区に限らず東京23区は新制度に入っていないところが比較的多いが、区と全面的に提携しながらやるためには新制度へ移行しないとイケないことになる。
- ・区立、私立を含めた幼稚園が減少し、一方で保育所はさほど減少していないのは、恐らく無償化の影響があると思う。港区に続いて品川区も高所得層が多いが、無償化の効果は、高所得層の長時間保育を利用する共働き家庭にかなり大きく左右する。もちろん、働く母親が増えていることが決定的な要因だが、それプラス費用負担の面で、無償化が公立・私立、幼稚園・保育

園という違いに直接、間接に作用して、この結果が生じているのではないか。それに加えて、コロナあるいはアフターコロナの状況をどこまで政策的に織り込んで、品川区における子ども・子育て支援をどうするかが、今後の行政の大きな課題だと思う。変化をしていく状況こそチャンスなので、委員の皆様方におかれても、それぞれのお立場で前に進んでいくような積極的なご意見をいただければ、品川区における子ども行政がさらによいものになると思う。

■会長

- ・プロの行政関係者だけがやるのが行政ではない。区民が参加して計画をつくり上げることに意味があると考えている。
- ・今まではどちらかというと需給関係で考えてきた。量は目に見えるが、質は目に見えない。幸せとか自己肯定感とか、見えない部分をどう見える化するかが一つの課題だと思う。
- ・全国の児童相談所が扱っている児童虐待の相談件数は、平成元年で19万3,780件だった。そのときの児童人口は多分1,800万ぐらいなので、おおむね1%が児童相談所に上がってきている。
虐待は乳幼児から小学生ぐらいが多いので、ゼロ歳から未就学児を対象とする養育支援訪問事業は1%より多くてもよいのではないか。令和2年度の数字だが、品川区ではゼロ歳から5歳まで21,796人いる。その中の1%としても217人なので、心配な家庭が29人というのは少ない気がする。これはどの辺までを心配な家庭と取るかという定義の仕方によるし、ネウボラでどれぐらい相談を受けているかにもよる。ただ、ネウボラのほうは、産後うつの問題とか、母乳が出ないとか、母子保健に関する相談が多いと考えると、養育支援訪問事業はせめて1%ぐらいあってもいいのではないかと思う。
- ・事務局から、今後の会議予定について説明を。

②今年度の会議予定について

- *事務局より、資料2「令和3年度品川区子ども・子育て会議スケジュール（予定）」について説明。

3. 閉会

■会長

- ・第1回はこれをもって終了する。